

北上市職員の分限の手續及び効果等規則の一部を改正する規則

北上市職員の分限の手續及び効果等規則（平成3年北上市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 条例附則第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。